

昭和の市町村合併による新制中学校の再編過程について
鳥取県における新制中学校に関する研究その2

公立中学校 学校創設 町村合併
統廃合

- 正会員 ○三谷 亮太*1
- 正会員 細田 智久*2
- 正会員 中園 真人*3
- 正会員 牛島 朗*4
- 正会員 下倉 玲子*5
- 正会員 福田 由美子*6

1. 序論

前報では鳥取県における新制中学校の創設経緯について分析を行った。ここでは昭和の市町村合併により 1947年に各自治体に苦勞して設置された新制中学校がどのように再編されてきたのかについて分析を行う。

2. 昭和の市町村合併

2.1 町村合併勧告

鳥取県では合併促進法施行の前年（1952年7月）に各町村及び市長に対し、県知事名により市町村合併の勧告を行なっている。以下に、市長・市議会議長宛の勧告の一部を抜粋すると、

「市町村規模の適正化につきましては、・・・政府としても重要施策の中にとりあげられ・・・逐次推進されている・・・ところが何分にも歴史的、地理的伝統を有する市町村に大変革を加えるという大事業でありまして、・・・必ずしも初期の成果をあげ得ていないのが現状であります。

県下市町村行政を御見受けしまして痛感致しますことは、財政面からの制約により、緊急なしかも重要な施策を放棄の止むなきに至っている向の相当多いということであります。・・・市町村本来の目的たる助長行政や災害復旧行政その他公共事業等にはほとんど手も足も出ない現状であり、・・・なんと申しましても地方財政の確立と健全化ということは、緊急の要務であります。これらの解決策につきましては、・・・市町村自らの創意でこの問題を打開しなければならぬのでありまして、ここに市町村の規模の合理化ということが大きく浮かび上がってくるのであります。

特に市に関しましては、最近政府におきましても終戦以来その権限の地方移譲に伴う弱小都市の濫立を防止し、秦に都市としての実力あり且名実伴うものだけに限定し、その育成強化につとめる方針に基づき、その設立等にかんする地方自治法の規定の一部改正が今国会で審議されつつあります。・・・この際目前の小異を捨て将来への飛躍的發展を期し、その基本的基盤たる市域拡充強化のため、隣接町村の合併に特別の御考慮御研究を煩わしたいのでありまして、・・・」^{注1)}

とあり、このように戦後の重要な施策として一つ一つの自治体の面積が小さい鳥取県の市町村規模の適正化が挙げられた。市町村の規模を大きくすることで地方財政の確立と健全化を図ろうとしている。さらにこの勧告では具体的な市町村合併案「各郡市別町村合併勧告に基づく規模一覧表」が示され、以下の解説が記されている。

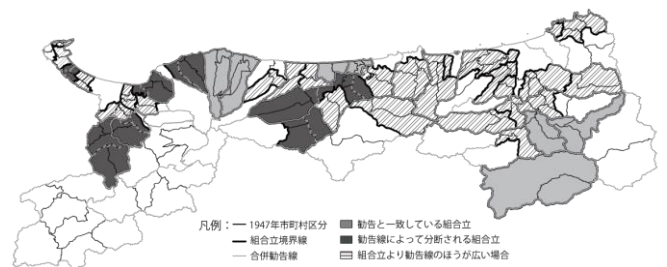


図1 合併勧告線と組合立の関係

表1 合併勧告前後の市町村数・人口数

	市町村数 (1950)	勧告 (1952)	市町村数 (1960)	人口 (1950)	勧告 (1952)	人口 (1960)
鳥取市	1	1	1	61731	109800	104893
米子市	1	1	1	58661	93273	94811
岩美郡	17	2	4	43612	24445	34810
八頭郡	25	8	8	74551	74551	71882
気高郡	26	2	3	59822	31910	28125
東伯郡	43	11	9	141061	144603	80022
西伯郡	40	8	9	116319	80665	64910
日野郡	17	3	4	44430	41930	39181
計	170	36	39	600187	601177	518634

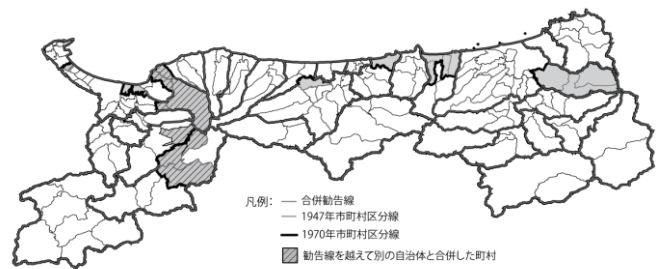


図2 合併勧告線と1970年市町村区分線正誤表

「これは各郡に昨年(1951年)十二月設置いたしました町村合併促進審議会に夫々諮り、研究審議の上、答申を参酌し行ったものでありまして、自然的、社会的、経済的な諸条件を勘案した結果もっとも適当と認めた案であります。」

この一覧表には具体的な合併対象町村名、現人口、合併後の計画人口、合併計画地図が記載されており、図1は合併勧告線とかつて自治体で作られた組合立の境界線

Study on the new system junior high school in Tottori Prefecture, Part 2
- For restructuring process of the new system junior high school by the municipal merger of Showa -

MITANI Ryota, HOSODA Tomohisa, NAKAZONO Mahito, USHIJIMA Akira, SIMOKURA Reiko, FUKUDA Yumiko

の関係を示している。また、表1は合併勧告の計画人口・市町村数と合併後の人口と市町村を示している。

図1より、合併勧告線と組合立が一致している自治体はほとんどなく、組合立を設立している自治体より勧告線の方が広い自治体が多いことがわかる。また、組合立境界線を分断して新たな自治体を設立しているところも多く、市町村合併後の中学校の維持・管理について課題が各自治体で生じていたといえる。

表1を見ると、計画市町村数・計画人口に対し合併後の市町村数・人口は、東伯郡のみ計画人口より大幅に合併後の人口が少ないが、その他の郡は概ね計画通りに合併が進んだということがわかる。次に実際に市町村合併後の自治体と合併勧告線との関係を図2に示す。これを見ると、ほとんどの自治体が組合立の境界線を中心とせずに合併勧告通り市町村合併を行ったことがわかる。一部勧告に従わず合併を行った自治体もあるが、大部分の自治体では、表1の計画通りに鳥取県では勧告通りに合併が行われていることがわかる。

2.2 町村合併の経緯

図3に鳥取県の合併による市町村数推移を示す。結果として、1950年時点の市町村数170(2市を含む)が1953年11月には121に減少し、1956年9月には53(4市を含む)市町村にまで合併された。その後は1960年時点で41市町村(4市を含む)となっている。このように、合併促進法施行期間(1953.10.01-1956.9.31)の1953-1955年の間に合併のピークがあり(この期間内に7割減少)、1956年の「新市町村建設促進法^(注2)」制定以前に合併が重点的に促進されている。特に鳥取市・米子市周辺の小規模町村の大規模な吸収合併が目立つ。郡部においても山口県と比較すると「県の勧告」の影響とも考えられる3-7村の大規模な合併が目立つ。当時の状況として、以下のことが記されている。

「地方行政調査委員会議の勧告を契機として、産業・経済・文化の発達に即応して、地方公共団体がその機能を十分に発揮して、住民の福祉を推進するため、地方行政の合理化と能率化が強く要請されるようになった。このため、地方の行政単位としての市町村の区域を再編成し、その規模を拡大して能力を強化することが最も重要なことであるとする機運が高まり、28年10月に町村合併促進法^(注3)が、また31年6月には新市町村建設促進法が施行されることになった。町村合併促進法が制定されてから、町村合併が強力に進められたが、その合併に付随していろいろな問題が起きた。学校施設の問題はその最たるもので、学校統合に反対する住民運動が各地で起こったのである。6・3制が実施されて10年を経たが、小規模学校の占める割合は大きく、これらの小規模学校は、教員の適正配置や施設設備などの拡充をはかる上に困難を伴うことが多かったが、市町村の合併が強力に推進され、本県では、35年9月30日の市町村数は町村合併促進法施行当時に比べ、約30%に減少するに至った。」^(注4)

2.3 町村合併の結果

図9は市町村合併前後の鳥取県における面積・人口分布図である。面積について見てみると、合併前は10k㎡以下の市町村が71自治体あり、全体の41%を占めており、

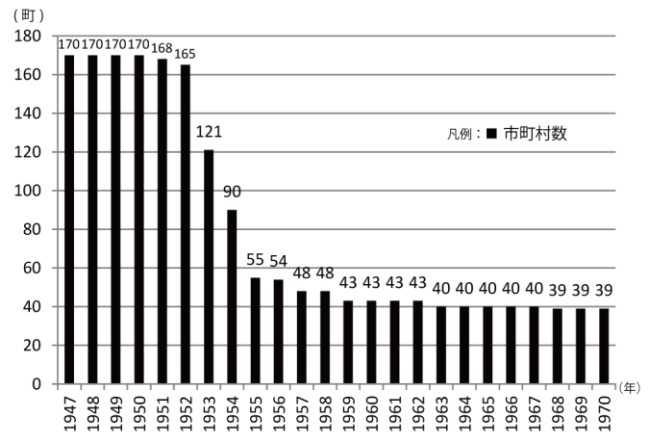


図3 市町村数の推移

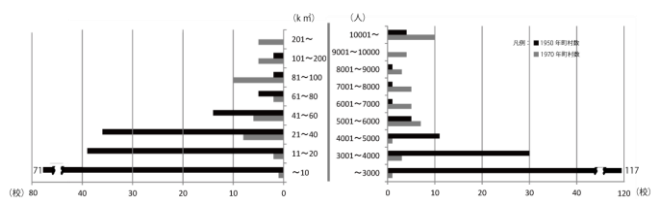


図4 (A) 面積分布図 (B) 人口分布図

40k㎡以下の自治体が多く存在していた。合併後は10k㎡以下の自治体がほとんどなくなり、81k㎡以上の自治体が増加する形となった。人口では、3000人以下の自治体が117/170自治体と7割近くを占めており、全体では5000人以下の自治体が9割近くを占めていた。合併後は5000人以下の自治体が激減し、合併前にはほとんど見られなかった6000人以上の自治体が増加し、中でも10000人を越える自治体が多く増加した。このことから、町村合併促進法の適正規模である人口8000人が大きく影響を及ぼしていることが分かる。

3 中学校の統廃合過程

3.1 中学校統廃合の背景 (1947-1952)

鳥取県における学校統合は、特に統合の対象が中学校に向けられ、戦後新制中学校発足以来の小規模学校の教育効果があがらないことの懸念、財政的な非効率から、1949年(昭和24年)から重要施策として検討され、県教育委員会において翌1950年(昭和25年)には、「中学校整備強化の原則的事項」として、具体的な統合の形態と統合実施についての原則的事項が定められた。なお、統合の形態として、「生徒数600人を標準とする組合立中学校に統合する」「数カ町村の一部事務組合の中に行政区画にとらわれずに、新しく学区を編成して組合立中学校をつくる」とされ、多くの組合立中学校の設置と、その後の町村合併と中学校合併に影響を及ぼしたと考えられる。

さらに、鳥取県教育委員会事務局内に「中学校整備強

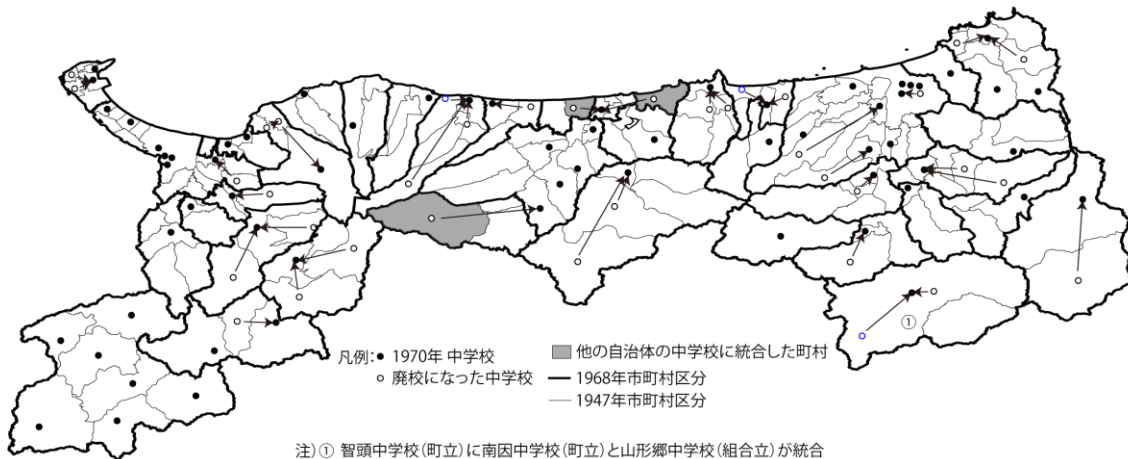


図5 中学校分布(1970)

化促進委員会」が設けられ、その実施策として統合対象11カ所(該当22校)を決定し、統合勧奨を進め、実現に努めた。この結果、1952年(昭和27年)から翌1953年(昭和28年)にかけて、計5件の統合(聖郷中、東伯中、淀江中、鴨川中、根雨中の5統合校)が行われた。

このように全国に先駆けて着手された鳥取県の学校統合は、市町村合併の促進と相まって、強力に推進されることとなり、中学校の統廃合は1974年(昭和49年)まで見られる。

3.2 町村合併に伴う自治体の中学校の維持・統廃合の方針

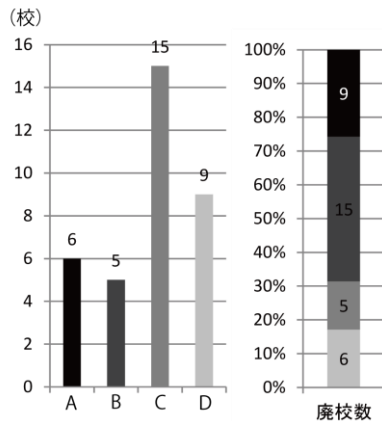
中学校整備強化の原則的事項として以下のことが挙げられる。1. 教育職員免許法の施行に伴う中学校の教科運営を可能にするような、生徒数600人を標準とする組合立中学校に統合する。2. 数ヶ町村の一部事務組合の中に行政区画にとらわれないで、新しく学区を編成して組合立中学校をつくる。3. 地理的条件によって適当な規模の中学校にすることが可能な範囲で学校ブロックをつくる。

また実施についての原則的事項は1. 通学距離は片道8キロメートル以内にする。2. 季節的に通学困難なものには寄宿舎を設置する。3. 暫定的建築であって本建築に着手していないもの4. 小学校と併設し、同一施設又は同一校庭を使用し、相互に教育効果をあげる上に支障となっているものの財政的に極めて困難な状態にある中学校。ただし、次の場合は例外として十分考慮する。(1)通学距離8キロメートル内外であっても、四季を通じて通学困難のもの(2)本建築が完了して特別教室など施設の充実しているもの。

このように本県における学校統合は、新制中学校発足以来3カ年の実績によって、とくに統合の対象が中学校に向けられ、1950年2月に次のような方針が定められた。また、表2は合併協定書に記載された鳥取県の各自治体の学校の維持・統廃合の方針であり、各自治体の状況に合わせた方針を決めているのがわかる。

表2 合併協定書に記載された学校の維持・統廃合の方針

市町村名	中学校に関する記述	市町村名	中学校に関する記述
鳥取市	小、中学校および診療所は現位置とし教育費は28年度は教料予定を下らないこと。	三朝町	中学校の敷及通学区域について 現状のとおりとし、合併後、関係機関において研究する。
末吉市	特に記載なし	船岡町	特に記載なし
倉吉市	上井町、西郷村、上北桑村、東郷町で組織する河北中一部事務組合は改組して新市と東郷町で組織し、引き続き河北中を運営する。上小幡村、関金町で組織する一部事務組合は改組して新市と関金町で一部事務組合を組織し、引き続き鶴川中を運営する。	西伯町	中学校一部事務組合は解散する。(その後の処理)協定どおり。構内からの中学校通学生徒に通学の便利をはかる。(その後の処理)他の適地より通学する生徒との調整のため不履行。
境港市	境町、上道村学校組合、余子村、中浜村学校組合は解散し、経営及び財産負担は新町に引き継ぐものとする。	余見町	一部事務組合の取扱について 手開村外二カ村中学校組合は現在の在校生が卒業するまでの間現行のままとする。
福谷町	中学校については現状通りとする。	北条町	特に記載なし
岩美町	中学校の措置は、当分現状と取りとする。	赤崎町	特に記載なし
郡家町	上、中私都中学校の統合については、新町において研究実施するものとする。(その後の処理)協定通り実施	大栄町	現在町立の鎌ヶ丘中学校と大栄町・倉吉市でもつ組合立大瀬中学校の統合を企図し歩を進めているが、昭和39年度から3ヶ年で完成することになる。
新見町	中学校は組合立田若町町に新設するものとする。新設する中学校は現在計画のものをもととして昭和29年度内これを建設する。但し、池田中学校は当分の間現状のまま存置し通学区域の変更は行わない。中学校について、中学校は統合するが現実の問題として困難であるので今後交通機関の発達、社会情勢の変遷等により住民の意思により近い将来に統合するにあり教育財政の合理化のため、教育費の削減から更に新町住民意識の一体化の点から改めて有効な行政施策と共々一部の住民の反対もあつたが町合併促進法施行以来順次に率先し中学校統合を昭和32年4月6日実現し同年11月国務大臣官庁長官の表彰を受けた。	江府町	中学校の位置 江高中学校、神奈川中学校、米沢中学校、中学校校舎の増改築の方針 現在においては増改築をしない。中学校の学区 重要な小、中学校校舎の転用の方針 中学校3校を5ヶ年以内に統合し統合後の校舎は小学校、保育所に転用する方針のもとに統合推進を計る。(その後の処理)昭和34年4月江府中学校として統合、3ヶ年開校校舎建設、旧校舎は日野築校、各小学校に転用する。第二次合併 小中学校の設置、通学区域の整理 中学校については合併と同時に江尾中学校に編入すること併せて寄宿舎の設備すること。(その後の処理)合併と同時に江尾中学校に編入寄宿舎は昭和35年度より設置する。
岸本町	一部事務組合の取扱について 手開村外二カ村中学校組合は現在の在校生が卒業するまでの間現行のままとする。その他 中学校の統合は新町建設計画進行上必要が生じたとき実施する。(その後の処理)中学校は、新町建設計画をすすめていく上必要なこととして組合立(八幡中学校と大幡中学校)することになっていたが、昭和33年4月1日中学校を統合し、岸本中学校が発足した。	中山町	第一次合併 一部事務組合の取扱について 遠坂村二カ村中学校組合は改組し、新しく遠坂村と事務組合を組織するものとする。小中学校の敷及通学区域について 現状のままとする。第二次合併 小中学校の通学区域の変更について 新町の教育委員会と協議の上決定する。
船岡町	特に記載なし	八東町	特に記載なし
河原町	中学校(2)(旧八上村一、旧河原町一)八上中学校及び八幡中学校は存置する。ただし必要があれば統合する。(その後の処理)1校に統合(昭和37年4月)河原町立河原中学校として河原町大字免田(旧八上村)に新築。	伯仙町	中学校は現状通りとし屋内体育場及び教室の増築を行う。(その後の処理)算数第一中学校 昭和33年木造校舎新築、34年木造講堂新築、35年使所新築、36年度講堂新築、37年校庭拡張。
東伯町	一部事務組合の取扱について 八幡町、浦安町中学校組合及び下郷町二カ村中学校組合は解散し、その事務を新町に引継ぐ。	名和町	中学校の敷、学名及び通学区域について 小、中学校の敷及び学名は現状通りとする。中学校の通学区域は、現在の通りとする。
淀江町	今津地区中学校生徒の通学は本年度中現状の通りとする。	大山町	特に記載なし
気高町	宮本、気高両中学校を統合し、その他はそれぞれ合理的に整理統合する。	鹿野町	中学校措置 当分現状通りとし、新町教育委員会に一任する。
日野町	中学校の施設を拡充する。特に黒坂中学校の体育館を早急に建設する。黒坂中学校は動かさない。	羽合町	昭和35年羽合中学校校舎3階15教室の建築に着手し、37年完成した。
智頭町	中学校は現状のまま存置するものとする。	豊後町	中学校は現状通りとする。
用瀬町	将来は統合を考慮することとしその間の教育運営の方法は従後研究実施すること。なお生徒の異動は行わないこと。(その後の処理)中学校については2ヶ年継続事業として統合コンクリート三層校舎の実現を企図した。	白南町	特に記載なし
		濱口町	特に記載なし



凡例: ■ A 組合立から組合立へ統合 ■ B 組合立から単独校へ統合 ■ C 単独校から組合立へ統合 ■ D 単独校から単独校へ統合

図6 廃校の統合パターン

3.3 中学校統廃合の経緯 (1953-1970)

図5^(注5)は1970年の中学校分布を示している。1947年時点で組合立中学校を設立していた自治体も合併後の自治体区分線に合わせ、統廃合を行っていることがわかる。一部の自治体では自治体区分線を越え、隣接する自治体と統廃合を行っている。また、単独校が多く設立していた鳥取県西部では市町村合併後も統廃合を行わず存続していることが見て伺える。図6は廃校になった中学校の統合パターンを示したグラフであり、単独校から組合立へ統合を行ったパターンが最も多く、15事例存在する。これは統廃合全体の40%以上を占めており、元々生徒数が少ない単独校が生徒数の多い組合立中学校に統合されたのではないかと推測することができる。同様の理由で組合立中学校から単独校への統廃合が少ないと予測できる。次に図7は中学校の再編が完了した後の生徒数別学校数を示している。単独校について見ると、生徒数100人以下から1001人以上まで幅広く分布しているが、郡部と市部での規模の違いが顕著に見られる。組合立中学校については、生徒数301-400人の中学校が多く、中学校統廃合の方針の600人には及ばないものの概ね適正規模に近い生徒数を有している。図7右図についてみると、中学校数は40校弱が減少しており、特に単独校が多く減少していることがわかる。

合併後も組合立中学校を中心としている点が山口県との相違点であると言える。

まとめ

本報で得られた知見は以下のとおりである。

1. 鳥取県では、「各郡市別町村合併勧告に基づく規模一覧表」に記載されている合併勧告の方針通りに概ね従い市町村合併が行われた。
2. 町村合併の際には県の勧告の影響とも考えられる3-7町村の大規模な合併が多く行われた。
3. 中学校の再編は、戦後新制中学校発足以来の小規模学校の教育効果があがらないことの懸念、財政的な非効率から、1949年から重要施策として検討され、全国に先駆けて行われた。
4. 市部を除く町村部では市町村合併による中学校の再編で基本的に1自治体に1校の中学校を設置する形式となった。また統合の際、生徒数の少ない単独校が組合立中学校に統合される形が多く見られた。

注釈

- 1) 鳥取県町村合併誌 pp.311より抜粋

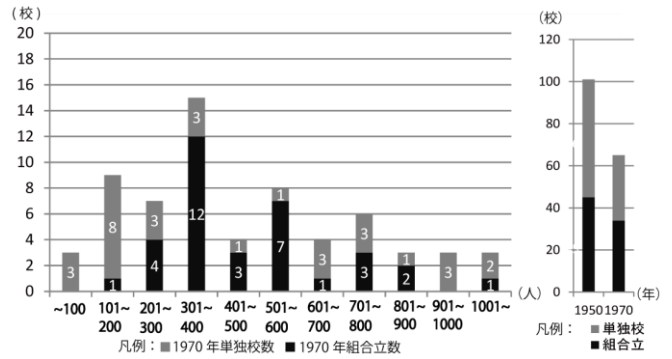


図7 生徒数別学校数 (1970)

- 2) 新市町村建設促進法：第一条 この法律は、町村合併を行った市町村の新市町村建設計画の実施を促進して、新市町村の健全な発展を図り、あわせて未合併町村の町村合併を強力に推進することにより、地方自治の本旨の充分な実現に資することを目的とする。
- 3) 町村合併促進法：第一条 この法律は、町村が町村合併によりその組織及び運営を合理的且つ能率的にし、住民の福祉を増進するように規模の適正化を図ることを積極的に促進し、もつて町村における地方自治の本旨の充分な実現に資することを目的とする。第三条 町村は、おおむね八千人以上の住民を有するのを標準とし、地勢、人口密度、経済事情その他の事情に照らし、行政能率を最も高くし、住民の福祉を増進するようにその規模をできる限り増大し、これによってその適正化を図るよう相互に協力しなければならない。
- 4) 鳥取県教育史 pp.523より抜粋
- 5) 中学校分布は本校のみであり、分校は含まれていない。

参考文献

- 1) 鳥取県町村合併誌 pp.224-pp.330
- 2) 鳥取県教育史 pp.523-pp.724
- 3) 細田智久他7名：鳥取県における公立小学校の児童・学校数の推移 (1960-2011), 日本建築学会技術報告集, 第21巻 第47号, pp.275-280, 2015.02

*1 山口大学大学院理工学研究科 大学院生
 *2 米子工業高等専門学校 准教授・博士 (工学)
 *3 山口大学大学院理工学研究科 教授・工博
 *4 山口大学大学院理工学研究科 助教授・博士 (工学)
 *5 呉工業高等専門学校 准教授・博士 (工学)
 *6 広島工業大学 教授・博士 (学術)

*1 Graduate Student, Graduate School of Science and Eng., Yamaguchi Univ
 *2 Associate Prof., National Institute of Technology, Yonago College, Dr. Eng.
 *3 Prof., Graduate School of Science and Eng., Yamaguchi Univ., Dr. Eng.
 *4 Assistant Prof., School of Science and Eng., Yamaguchi Univ, Dr. Eng.
 *5 Associate Prof., National Institute of Technology, Kure College, Dr. Eng.
 *6 Prof., Hiroshima Institute of Technology, Ph. D